

判例

他人のツイートのスクリーンショット画像を添付したツイートについて「引用」該当性を肯定し適法と判断した事例

岩崎 翔太
Shota Iwasaki

PROFILEはこちら

知財高裁(第2部)令和4年11月2日判決(令和4年(ネ)第10044号)裁判所ウェブサイト〔ツイートスクリーンショット画像引用事件〕

裁判例はこちら

本件は、控訴人ら(一番原告ら。X1、X2)が、ツイッター上の氏名不詳者によるツイート(本件ツイート。なお、本件では2つのツイートが問題となりましたが、1つのツイートのみご紹介いたします。)に添付された他人のツイートのスクリーンショット画像(本件投稿画像)に控訴人らが著作権を有する控訴人X1のプロフィール画像(本件控訴人プロフィール画像)が含まれていたことから、かかるツイートが控訴人らの著作権(送信可能化権)及び名誉権を侵害するとして、経由プロバイダである被控訴人(一番被告)に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、発信者情報の開示を求めた事案です。

本件の主たる争点は権利侵害の明白性(プロバイダ責任制限法4条1項1号)です。著作権侵害については、本件控訴人プロフィール画像の著作物性や本件控訴人プロフィール画像を含むスクリーンショット画像の添付についての「引用」(著作権法32条1項)該当性が争われましたが、この中でも、本稿では、「引用」該当性に対する知財高裁の判断をご紹介します。

なお、原審は、被控訴人はプロバイダ責任制限法4条1項所定の「開示関係役務提供者」に当たらないことを理由に請求を棄却しており、著作権法上の判断はされませんでした。

1 本件ツイートの内容

「本件ツイートは、ユーザー名「A」の本件アカウントにおいて、令和2年6月29日午後5時45分に、「X1'さん(X1')」「DM画像捏造してまで友人を悪人に仕立て上げるのやめてくれませんか?」「捏造したところで信用の問題で誰も信じないとは思いますが」「そんなクソDM直に送るような人でもないんですよ、あんたと違って」という文章を付して、控訴人X1が同日午後3時01分に投稿したツイートをリツイートするとともに、同ツイート及びこれに対するリプライとして投稿された2件のツイートをスクリーンショットとして撮影した画像(本件投稿画像)を合わせて投稿されたものである。本件投稿画像には、控訴人

X1が投稿した3件のツイートが含まれており、各ツイートのアイコンとして本件控訴人プロフィール画像が掲載されていることから、本件投稿画像には、本件控訴人プロフィール画像が3か所において掲載されている。」

2 本件控訴人プロフィール画像の内容

「控訴人X2が撮影した写真に、控訴人X1が、その被写体である自らの顔部分に作画を加えて作成したもの」

3 「引用」該当性

(1)判断基準

- 「適法な「引用」に当たるには、①公正な慣行に合致し、②報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない(著作権法32条1項)。」

(2)「引用」該当性

- 「本件ツイートにおいては、「X1'さん」「DM画像捏造してまで友人を悪人に仕立て上げるのやめてくれませんか?」との文言と共に本件投稿画像が投稿されているところ、「X1'」は控訴人X1の旧姓であるから、同ツイートは、控訴人X1が「DM画像を捏造した」という行為を批判するために、控訴人X1が捏造した画像として、本件投稿画像を合わせて示したものと推認され、本件投稿画像を付した目的は、控訴人X1が「DM画像を捏造」してこれをツイートした行為を批評することにあると認められる。

上記控訴人X1の行為を批評するために、控訴人X1のツイートに手を加えることなくそのまま示すことは、客観性が担保されているということができ、本件ツイートの読者をして、批評の対象となったツイートが、誰の投稿によるものであるか、また、その内容を正確に理解することができるから、批評の妥当性を検討するために資するといえる。また、本件

次ページへ続く

控訴人プロフィール画像は、ツイートにアイコンとして付されているものであるところ、本件ツイートにおいて、控訴人X1のツイートをそのまま示す目的を超えて本件控訴人プロフィール画像が利用されているものではない。そうすると、控訴人X1のツイートを、アイコン画像を含めてそのままスクリーンショットに撮影して示すことは、批評の目的上正当な範囲内での利用であるといえることができる。」

- 「次に、…画像をキャプチャしてシェアするという手法が、情報を共有する際に一般に行われている手法であると認められることに照らすと、本件ツイートにおける本件控訴人プロフィール画像の利用は、公正な慣行に合致するものと認めるのが相当である。」
- 「控訴人らは、本件投稿画像の分量が本件ツイートの本文の分量と同等であり、主従関係にないから、引用に当たらないと主張するが、仮に「引用」に該当するために主従関係があることを要すると解したとしても、主従関係の有無は分量のみをもって確定されるものではなく、分量や内容を総合的に考慮して判断するべきである。本件では、本件投稿画像ではなく、本件控訴人プロフィール画像と本件ツイートの本文の分量を比較すべきである上、本件投稿画像は、本件ツイートの本文の内容を補足説明する性質を有するものとして利用されているといえることから、控訴人らの上記主張は採用できない。」
- 「控訴人らは、引用リツイートではなくスクリーンショットによることは、ツイッター社の方針に反するものであって、公正な慣行に反すると主張する。しかしながら、そもそもツイッターの運営者の方針によって直ちに引用の適法性が左右されるものではない上、スクリーンショットの投稿がツイッターの利用規約に違反するなどの事情はうかがえない。そして、批評対象となったツイートを示す手段として引用リツイートのみによったのでは、元のツイートが変更されたり削除された場合には、引用リツイートにおいて表示される内容も変更されたり削除されることから、読者をして、批評の妥当性を検討することができなくなるおそれがあるところ、スクリーンショットを添付することで、このような場合を回避することができる。…控訴人らの上記主張は採用できない。」
- 「したがって、本件ツイートにおける本件控訴人プロフィー

ル画像の利用について、控訴人らの著作権侵害が明白であるとはいえない。」

他人のツイートのスクリーンショット画像を添付したツイートによる著作権侵害の成否が争点となった別の裁判例として「引用」該当性を否定した東京地裁令和3年12月10日判決（「令和3年判決」）があります。令和3年判決では、「引用」該当性を否定する理由の中で、他人のツイートのスクリーンショット画像を添付してツイートをする行為がツイッターの規約に違反することを指摘し、公正な慣行に合致しないと判断していました。しかし、ツイッターの利用規約に反することが公正な慣行に合致しないことに直結するわけではありませんし、そもそも、ツイッターの利用規約上、引用リツイートの方法を定めているからといって、直ちに、それ以外の方法（すなわち、ツイートのスクリーンショット画像の添付）による他人のツイートの複製が利用規約違反になるとも言い難いように思います。本判決は、この点、適切に判断がなされており、結論として妥当な判断であったといえます。

本判決は事例判断ではありますが、「引用」該当性判断の一例として実務上も参考となり得ることから紹介した次第です。

判例の解説ポイント

黒田 佑輝
Yuki Kuroda

PROFILEはこちら

今回取り上げる判例は、ツイッターでのツイートが、著作権法32条1項の引用に該当し、著作権侵害ではないとされた事例です。舞台がツイッターであることからご想像いただける通り、この判決の事案は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」、いわゆるプロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示請求訴訟です。この事案では、確かに2件のツイートによる著作権侵害は認められなかったのですが、まったく同じツイートについて名誉権侵害が認められ、経由プロバイダに対して、ツイート投稿時に近接する時期のIPアドレス等の開示請求が認められました。そのため、著作権の侵害が認められなかったとしても、本訴訟を提起した原告の目的はある程度達成されたと言えるかもしれません。

本判決は昨年11月の判断ですが、実は、判決直前の昨年10月1日に大改正されたプロバイダ責任制限法が施行されています。そこで、本稿では、改正されたプロバイダ責任制限法について若干ご紹介します(以下条文は改正後の新法のものです。)

インターネット上には、著作権や商標権といった知的財産権を侵害する情報のみならず、プライバシーや名誉権を侵害するものなど、様々な権利を侵害する情報が存在しています。

プロバイダ責任制限法は、大きく、侵害情報を発信するために発信者が利用しているプロバイダ(この中には、ツイッターのコンテンツプロバイダと、侵害者がインターネットにアクセスするために使用している経由プロバイダの双方が含まれます。)の責任を一定の場合に限定する条文(3条等、法律の略称はここから来ています。)と、被侵害者がプロバイダに対して発信者の情報を開示するように定める条文(5条等)で成り立っています。

今回の改正は、もっぱら後者の発信者情報開示に関するものであり、大きく、①発信者情報開示のための新たな手続の創設と、②開示請求の対象となる情報の範囲の見直しを含んで

います。いずれも、被侵害者の権利行使を行いやすくする改正です。

本稿では、特に①の新たな手続の点について解説します。まず、前提としてプロバイダ責任制限法5条は、被侵害者が、プロバイダに対して侵害情報の発信者を開示するように求める実体的な請求権を与えています。これは旧法でも新法でも変わりはありません。したがって、被侵害者はプロバイダに対して、裁判所の手続を経ることなく開示請求をすることもできますのですが、これに応じるプロバイダは多くないとされています(総務省「発信者情報開示の在り方に関する研究会 最終とりまとめ」(2020年))。プロバイダが発信者を開示しない場合、旧法では訴訟手続をとることになります。その際、被侵害者は、一般的に、①まずコンテンツプロバイダに対して、発信者情報開示仮処分を申立て、発信者がコンテンツプロバイダに対してアクセスする際のIPアドレス等の開示を受け、②その情報をもとに特定した経由プロバイダに対して、発信者情報開示請求訴訟を提起して発信者の氏名住所等を特定し、さらに、③開示された氏名住所等を用いて、当該発信者に損害賠償請求訴訟を提起する、という3段階の手続を経る必要がありました(図1)。

本判決は、この3段階のうちの2段階目、すなわち、被侵害者が経由プロバイダに対して行った発信者情報開示請求訴訟です。したがって、原告は、実際に権利を実現するためには、本判決の結果開示された発信者の氏名住所等を用いて、さらに損害賠償請求等をする必要があります。

改正法では、上記の手続を残しつつ、新たな手続が創設されました。それが発信者情報開示命令(8条)の制度です。この制度は、訴訟ではなく非訟と呼ばれる手続であり、開示命令、提供命令、消去禁止命令という3つの命令を組み合わせることで、改正前よりも簡易に被侵害者の権利を実現できるように工夫されています(図1)。

改正法における具体的な非訟手続の流れは図2の通りです。被侵害者は、まずコンテンツプロバイダに対して開示命令

[次ページへ続く](#) ➤

を申し立てます。この時、提供命令(15条)を同時に申し立てることができる。裁判所が提供命令を認めた場合には、コンテンツプロバイダは、被侵害者にコンテンツプロバイダの名称等を開示します。被侵害者は、開示された名称等をもとに、経由プロバイダに対して開示命令(8条)を申し立てます。この経由プロバイダに対する開示命令は、コンテンツプロバイダに対する開示命令と併合して審理されます。さらに、被侵害者が、経由プロバイダに対して開示命令を申し立てると、提供命令を受けたコンテンツプロバイダは、経由プロバイダに対して、被侵害者には秘密のまま発信者の情報を提供します。これによって、経

由プロバイダは誰の情報が問題となっているかを知ることができます。他方で、被侵害者は、経由プロバイダに対して、消去禁止命令(16条)を申し立てることによって、アクセスログが消されることを防止することができます。最終的に開示命令が認められれば、被侵害者は、コンテンツプロバイダ及び経由プロバイダの両方から発信者情報の提供を受け、これに基づき発信者に損害賠償請求訴訟等を提起することができます。

このように、旧法では権利実現までに3段階の裁判手続が必要であったものが、新法では非訟と訴訟の2段階で権利が実現できることから、権利救済が進むことが期待されています。

図1 従来の手続と発信者情報開示命令事件の手続

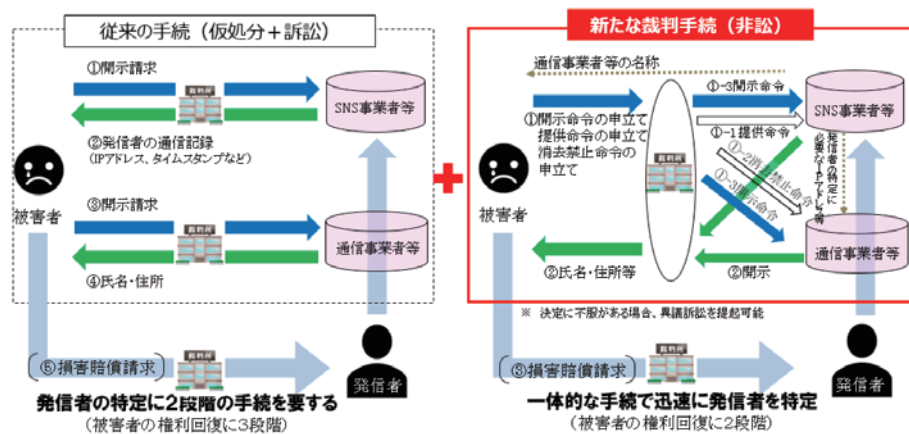


図2 単一の経由プロバイダのみが関与する場合の手続の流れの例

CP=コンテンツプロバイダ
AP=経由プロバイダ

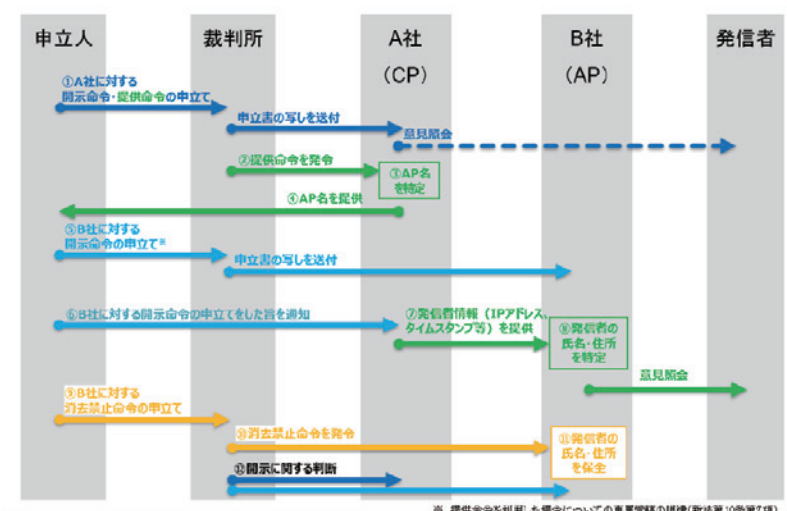


図1・図2の出典

プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン別冊「発信者情報開示命令事件」に関する対応手引き」(2022) (https://www.isplaw.jp/vc-files/isplaw/provider_hguideline_inform_guide_20220831.pdf)